

消防団員のしおり



諏訪市消防団

1 消防団員の任務

消防団員の任務は「消防組織法」第1条により、次のように定められています。「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体、及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以てその任務とする。」とされ、法律的に大変重要な責務を持ち、地域防災に対して住民の安全のために活動する任務を課せられています。

2 宣誓

消防団員に入団すると消防団長に対して団員の誇りを汚さないように郷土防災のために努力する旨の宣誓をします。

宣誓「私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、法令条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人も恐れず良心に従って、忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。」

消防団員は訓練に励み、災害現場で活動するときはもちろん忠実であってほしいが日常生活の中にあっても市民から信頼される人格を養い、市民の模範であるよう努力することも大切です。

3 消防団員の身分

消防団員は、町内の役員や任意団体の組織と違い、その身分は地方公務員法により非常勤特別職の公務員としての扱いを受け、身分は諏訪市長が保証します。

消防団員の任命は、諏訪市長の承認を得て消防団長が行なうことになっており、身分を補償される代わりに忠実に職務を遂行する義務がある訳で、義務に違反した団員には懲罰の規定もあります。

4 消防団員の処遇

消防団員は職業を有しながら消防団という大きな組織の中で、郷土の防災のため奉仕的な活動をしています。火災・水害等危険な現場活動を行うに際しては、当然その身分が補償されなければならないため、次の制度が設けられています。

(1) 消防団員等公務災害補償条例

全国的な共済制度であり、諏訪市が掛金（保険料）を支払って公務災害の場合には、医療費、休業補償、傷害補償、又は遺族補償等の補償をします。

(2) 賞じゅつ金

諏訪市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例により、賞じゅつ金を授与します。

(3) 退職報償金

消防団員が退職するときは、年数（5年以上及び階級に応じて）退職金が支給されます。

(4) 年報酬や出動手当も支給されます。

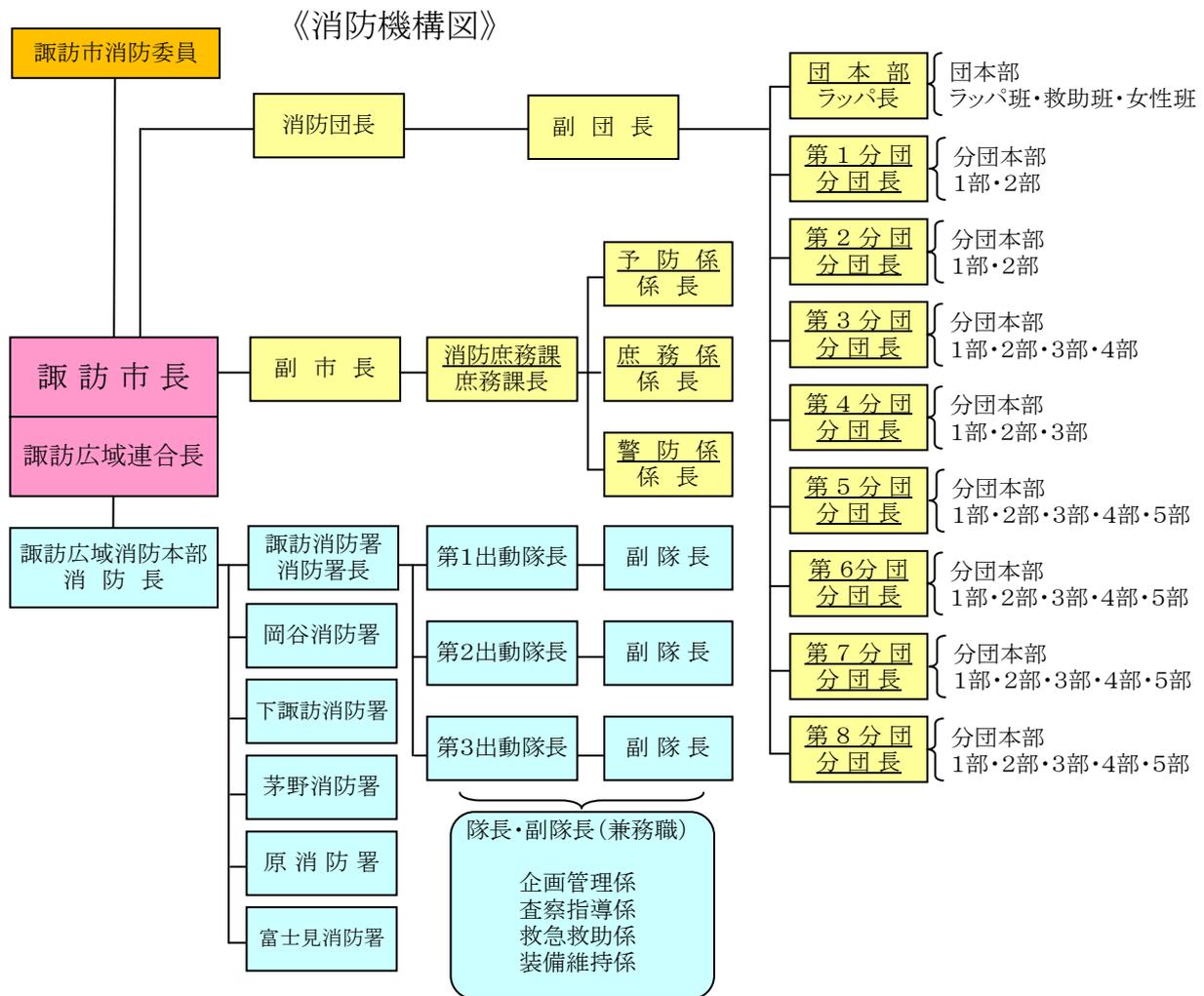
5 消防団員の表彰

優秀な団員には次により表彰することにより、その労をねぎらう制度があります。

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 消防庁長官表彰 | 消防庁長官報償(銀杯) 1号、2号 |
| (2) 日本消防協会長表彰 | 功績章、精績章、永年勤続章 |
| (3) 長野県消防協会長表彰 | 功績章、功労章、精績章、永年勤続章、努力章、技術章、精勤章 |
| (4) 諏訪消防協会長表彰 | 功績章、功労章、精勤章、永年勤続章 |
| (5) 諏訪市消防団長表彰 | 功労章、優良章 |

6 消防の組織

消防署及び消防団の組織は次のとおりです。



7 消防団の主な年中行事

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 毎月: 1日・15日 定例防火デー | 7月: 諏訪地区ポンプ操法・ラップ吹奏大会 |
| 1月: 消防出初式 | 長野県ポンプ操法・ラップ吹奏大会 |
| 2月: 分団対抗ラップ吹奏大会 | 8月: 盆警戒・諏訪湖祭湖上花火警備 |
| 3月: 春の火災予防運動(3月1日～3月7日) | 諏訪市地震総合防災訓練 |
| 5月: 新入団員研修会・団員講習会 | 9月: 新作花火大会警備 |
| 総合訓練・機関講習 | 11月: 救護訓練 |
| 6月: 水防訓練(5月下旬～6月上旬) | 秋の火災予防運動(11月9日～11月15日) |
| 諏訪市ポンプ操法大会 | 12月: 年末特別警戒 |

8 分団別階級定員及び管轄区域

階級等 分団名	団本部		分 団					合 計	部 数	管 轄 区 域
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員			
団本部	1	1	1	1	4	12	0	20	-	
第1分団	-	-	1	1	3	7	55	67	2	大和一区、大和二区、大和三区、大和五区、中村、湯之脇一区、湯之脇二区、湯之脇三区、富浜町、中浜町
第2分団	-	-	1	1	3	7	55	67	2	片羽町、浜町一区、浜町二区、本町一丁目、本町二丁目、末広町一丁目、末広町二丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、西大手町、湖柳町、衣の渡、立石町
第3分団	-	-	1	1	5	11	113	131	4	和泉町、上町、中町、北沢一区、北沢二区、桜ヶ丘、茶白山、双葉ヶ丘、尾玉町、柳町、桑原町、南沢町、伝柳町、榊町、角間町、清水町一丁目、清水町二丁目、清水町三丁目、清水町四丁目、赤羽根町、金山、緑ヶ丘、くるみ台、角間新田、強清水
第4分団	-	-	1	1	4	9	85	100	3	湯小路、新小路、田宿、北小路、弁天町一丁目、弁天町二丁目、弁天町三丁目、高島町、島崎一区、島崎二区、杉菜池、渋崎、城南一丁目、みどり区
第5分団	-	-	1	1	6	13	115	136	5	豊田地区全域
第6分団	-	-	1	1	6	13	126	147	5	四賀地区全域、沖田町
第7分団	-	-	1	1	6	13	131	152	5	中洲地区全域、南町
第8分団	-	-	1	1	6	13	118	139	5	湖南地区全域
計	1	1	9	9	43	98	798	959	31	

9 消防ポンプの出動規制

火災に出動する分団のポンプについては、消防署で火災の大きさによって出動する分団を指令致します。他の分団は待機しているものとし、むやみに出動しないようにして下さい。

出動指令の要領は、次のとおりです。

第1出動 消防署と地元分団

第2出動 隣接分団

第3出動 全分団

但し、積載車については特に大きな火災でない限り、自己の分団内出動に止める。

1 0 火災の警戒

- (1) 気象状況が火災予防上、次のような危険な状態になれば火災警報が発令されるので、市民には火災予防を呼びかける。
 - ア、実効湿度が60%以下、最低湿度が40%以下となり、最大風速が7mを超える見込みのとき。
 - イ、平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
 - ウ、火災警報が発令されると、歩行喫煙や屋外での焚火等、危険な火気使用は禁止されます。
- (2) その他、長時間かつ広範囲の水道断水、主要河川の断水、消防ポンプの進入できないような大きな道路工事、又はファイヤーストーム等の場合には特別の警戒を実施することがあります。

1 1 火災出動

火災の消火活動は消防団の重要な任務であるため、召集がかかれば直ちに出動できる準備を常に整えておくとともに、火災出動には次の点を注意すること。

- (1) 出動途上の交通事故には十分注意して、交通法規を遵守する。
- (2) 命令のない他分団への出動はしないこと。
- (3) ポンプの故障のため、現場で放水できないことのないよう、日頃よく点検し、操作を習熟しておくこと。
- (4) 現場では人命救助を優先すること。
- (5) 危険な行動を避け、人身事故防止につとめること。
- (6) 現場はできるだけ保存し、火災原因調査に協力すること。
- (7) 残火処理は地元分団で担当し、完全に残火のないことを確認するまで警戒を続けること。
- (8) 消防車両での出動にあたっては乗車定員を遵守すること。ポンプ車・多機能車4名以上、積載車2名以上とする。
- (9) 自己判断はせずに、必ず上長の指示で活動すること。
- (10) 服装などの安全面、資機材などの装備を万全にして出動すること。

1 2 水防活動

水防活動は、事前の警戒や水防作業に長時間を要する場合が多く、かつ水防活動の実施には危険が伴うので、次の点によく注意すること。

- (1) 数時間又は数日にわたって降雨があれば、危険箇所の発見や河川の増水状況等について巡回警戒を行なうこと。
- (2) 危険箇所を発見したら、水防資材を使用し直ちに水防作業を実施すること。
- (3) 水防作業には、がけ崩れや激流等、思わぬ危険があるからよく注意すること。
- (4) 単独行動はさけ、数人で状況を監視しながら行動すること。
- (5) 水防工法は、緊急かつ技術を要するので水防訓練には努めて参加し、技術を習得しておくこと。
- (6) 水防倉庫は年1回以上整理し資機器は常に使用可能な状態を維持すること。

1 3 震災時の出動（団員の招集）

- (1) 団員は、市内で震度5以上となった場合、非常招集指令が発令されたものとして、直ちに自主参集すること。
- (2) 分団長・各部部長は、市内で震度5以上となった場合、上席者より非常招集指令がなくとも、団員に対して非常招集指令を行うこと。
- (3) 各分団員の参集場所は、自分が所属する各部屯所とする。
〔諏訪市消防団 震災初動マニュアル 抜粋〕

1 4 その他の出動

人命捜索、又は祭礼の雑踏警備・留守宅警備、あるいは年末警戒等、必要に応じて出動する。

1 5 消防水利の確保

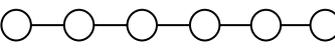
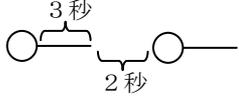
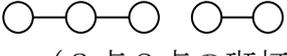
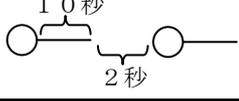
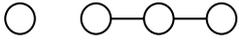
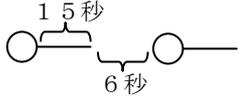
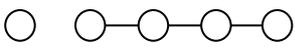
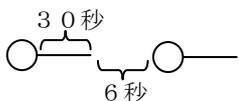
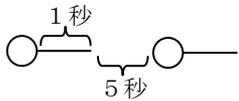
火災時に使用する消防水利には、防火水槽、消火栓、プール又は河川池沼等の自然水利がある。

これらの水利は、毎月の防火デー等定期に分団、又は部単位で点検して常に使用可能な状態を維持すること。

点検の要領は、次のとおりとする。

- (1) 消火栓の点検にて、枠の沈下、破損、又は漏水等発見した場合は、消防署に連絡すること。
- (2) 消火栓や防火水槽で、冬季凍結危険のあるものは、冬季に限り凍結予防措置を講ずること。
- (3) 無蓋の防火水槽は、冬期間砕氷を行なうこと。特に厳寒期にあつては、毎日砕氷をおこなうこと。
- (4) 防火水槽が減水していた場合は補水し、漏水の恐れがある場合には消防署に連絡すること。
(ただし、冬期間は凍結防止のため、減水状態にしてあります。)

1 6 主な消防信号

種 別	打 鐘 信 号	サイレン信号
近 火 信 号 団 員 緊 急 招 集 水 防 出 動	 (連 打)	
山 林 火 災	 (3 点 2 点 の 斑 打)	
演 習 招 集	 (1 点 3 点 の 斑 打)	
火 災 警 報 発 令	 (1 点 4 点 の 斑 打)	
水 防 信 号 (住 民 避 難)	近火信号に準ずる	

1 7 諏訪市消防団共助会

- (1) 消防団員の相互扶助と福利厚生事業を行なうために、団員を会員として共助会が結成されています。具体的には被災団員に対する処遇改善の推進弔慰金の給付等を行なうこととしています。
- (2) 共助会には議決機関としての評議員会と、執行機関としての理事会とがあります。評議員には各分団の副分団長、副ラッパ長、及び庶務部長があたります。理事には副団長、分団長、及びラッパ長があたります。理事以外の役員としては、会長、副会長、幹事があり、会長は消防団長があたり副会長、幹事は会長が任命、又は委嘱します。
- (3) 弔慰金、見舞金等の給付について（別表）

類 別 給 付 額 表 (別表)

種 別	給 付 内 容	給 付 額 (円)
死亡給付	1 会員の死亡したとき	70,000
	2 配偶者(事実上の婚姻者も含む)	30,000
	3 子	15,000
病 気 見 舞 金	公 務 会員が負傷し又は疾病で2週間以上入院に至った場合	15,000 (1ヶ月以上3,000追加、その後1ヶ月増すごとに3,000を加算)
	一 般 会員が負傷し又は疾病で2週間以上入院に至った場合	10,000
休業見舞金	会員が公務により、負傷し又は疾病により休業した期間	理事会の決定による
災害見舞金	災害により住居又は家財に損害を受けたとき	50,000 給付は理事会の決定による
特別給付	理事会で必要と認めた事項	理事会の決定による

分団別 諏訪管内『AED』設置場所(一覧)

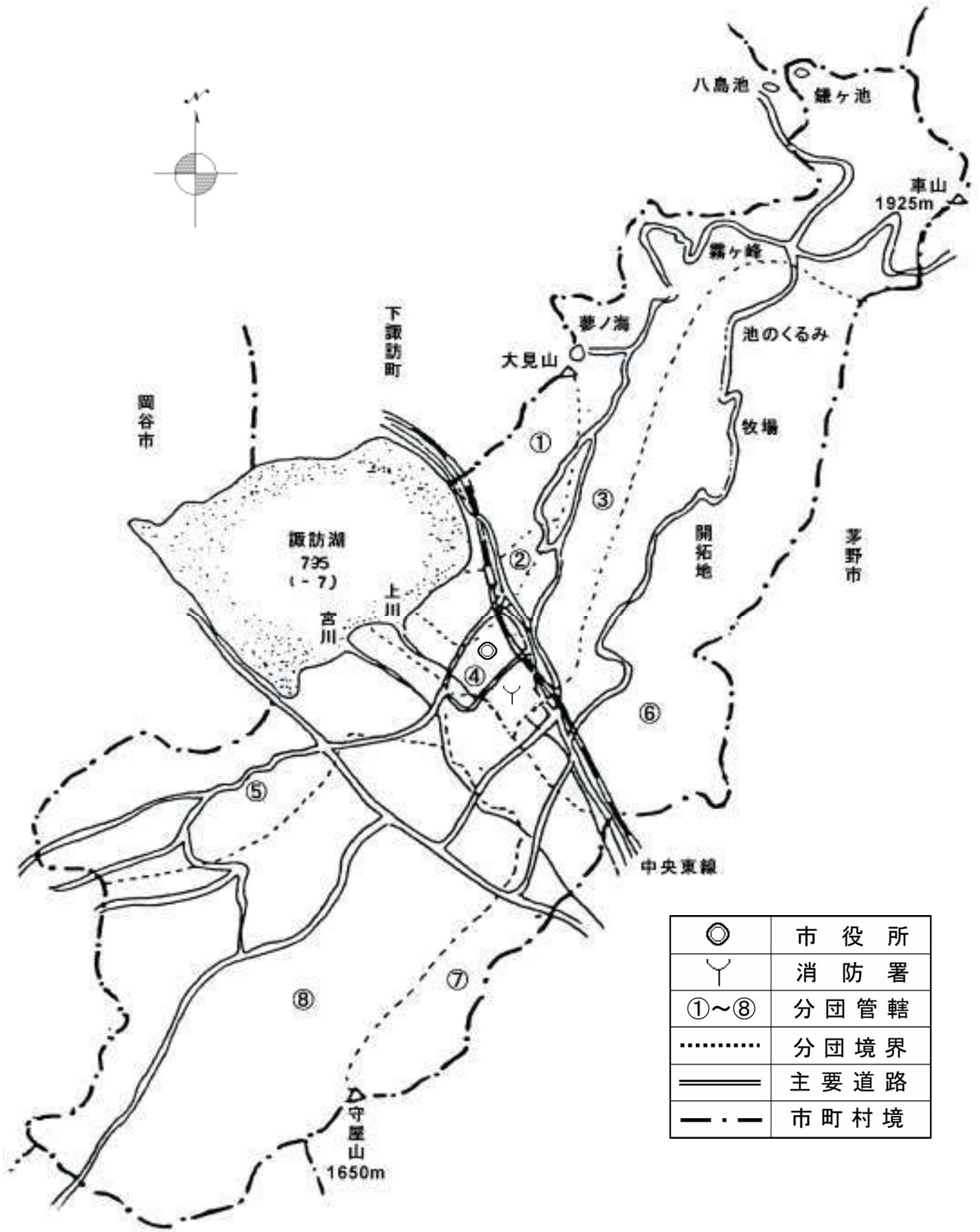
平成24年6月(調査)

No.	管轄	設置場所 (主要公共施設)等	住 所	設置数	
1	1	第1分団	かんぼの宿	大和 2-15-16	2
2	2		城北保育園	大和 3-20-20	1
3	3		諏訪市立城北小学校	大和 3-22-1	1
4	4		財団法人 片倉館	湖岸通り 4-1-9	1
5	5		諏訪市美術館	湖岸通り 4-1-14	2
6	6		諏訪警察署	湖岸通り 1-13-32	1
7	7		上諏訪ステーションホテル	湖岸通り 4-10-15	2
8	8		セイコーエプソン企業年金基金	湖岸通り 1-16-2	1
9	9		諏訪湖ホテル	湖岸通り 4-1-43	1
10	10		ぬのはん	湖岸通り 3-2-9	3
11	1	第2分団	諏訪市駅前市民会館	諏訪 1-6-1	1
12	2		諏訪保健センター	湖岸通り 5-12-18	1
13	3		諏訪市公民館	湖岸通り 5-12-18	2
14	4		諏訪市図書館	湖岸通り 5-12-18	1
15	5		片羽保育園	諏訪 1-21-16	1
16	6		諏訪市文化センター	湖岸通り 5-12-18	2
17	7		スワプラザビル	諏訪 1-6-1	1
18	8		JR上諏訪駅	諏訪 1丁目	1
19	9		諏訪地方裁判所諏訪支部	諏訪 1-6-1	3
20	10		清水クリニック	湖岸通り 5-13-18	3
21	11		上諏訪病院	大手 1-17-17	1
22	12		諏訪市老人福祉センター	湖岸通り 4-1-28	1
23	1	第3分団	諏訪実業高等学校	清水 3-3663-3	1
24	2		諏訪清陵高等学校	清水 1-10-1	1
25	3		諏訪二葉高等学校	岡村 2-13-28	1
26	4		諏訪市霧ヶ峰リフト管理棟	上諏訪 13338	1
27	5		諏訪市元町体育館	元町 19-1	1
28	6		諏訪市清水町体育館	清水 3-3663-4	1
29	7		(医)一梅会池田歯科医院	諏訪 2-9-7	1
30	8		長野県福祉大学校	清水 2-2-15	1
31	9		長野県赤十字血液センター諏訪出張所	清水 3-3840-1	2
32	10		諏訪市森林体験学習館	上諏訪 12968-1	1
33	11		諏訪市角間新田保育園	上諏訪 13051-1	1
34	12		角間川保育園	岡村 2-9-26	1
35	13		諏訪市立高島小学校	諏訪 2-13-1	1
36	14		高島産業(株)本社工場	清水 2-1-21	1
37	15		諏訪市立諏訪中学校	清水 3-3619-3	1
38	16		諏訪市立上諏訪中学校	諏訪 2-12-1	1
39	17		(株)NTT東日本ー長野	清水 2-4-17	1
40	18		霧の駅	霧ヶ峰強清水 7719	1
41	19		諏訪税務署	清水 2-5-22	1
42	20		霧ヶ峰自然保護センター	四賀霧ヶ峰 7718-9	1

このリストは、諏訪管内でAEDを設置する施設の中から主要公共施設等をピックアップし、消防団員が緊急の際に迅速な処置対応が行えるよう諏訪市消防団「庶務部長会」にてまとめたものです。

No.	管轄	設置場所 施設(企業)名・建物名	住 所	設置数
43	1	諏訪市役所	高島 1-22-30	1
44	2	諏訪市立城南小学校	高島 1-29-1	1
45	3	諏訪市体育館	高島 2-1202	1
46	4	諏訪合同庁舎	上川 1-1644-10	1
47	5	諏訪広域消防 諏訪消防署	上川 3-2505	1
48	6	諏訪市消防団(諏訪消防署庶務課棟内)	上川 3-2505	1
49	7	城南保育園	上川 3-2240-1	1
50	8	きくち泌尿器科クリニック	上川 3-2314	1
51	9	紅陵接骨院	城南 1-2536-3	1
52	10	諏訪市総合福祉センター 湯小路いきいき元気館	小和田 19-3	1
53	11	渋崎保育園	渋崎 1801-20	1
54	12	原田泰治美術館	渋崎 1792-375	1
55	13	長野県信用保証協会 諏訪支店	高島 1-12-18	2
56	14	諏訪赤十字病院	湖岸通り 5-11-50	5
57	1	豊田公民館	豊田 2591	1
58	2	文出保育園	豊田 1324-1	1
59	3	豊田保育園	豊田有賀 2428-5	1
60	4	諏訪湖SA上	豊田字所久保 3118	2
61	5	豊田小学校	豊田 2399	1
62	6	諏訪湖スタジアム	豊田 811-1	1
63	7	豊田終末処理場	豊田 1866-1	1
64	1	四賀公民館	四賀 804-3	1
65	2	赤沼保育園	四賀 1806-1	1
66	3	神戸保育園	四賀 2994	1
67	4	四賀保育園	四賀 410-1	1
68	5	四賀小学校	四賀 4294	1
69	6	メイクイット(株)	四賀 1730-1	1
70	7	LCV(株)	四賀 821	2
71	8	ドコモショップ諏訪店	四賀 1730-1	1
72	9	立正佼成会諏訪教会	四賀 2823	1
73	10	Honda Cars信州 諏訪インター店	四賀 2402	1
74	11	松本日産自動車(株) 諏訪店	四賀 1517-1	1
75	12	(株)諏訪中央自動車学校	四賀 558	3
76	1	諏訪市中洲公民館	中洲中金子 2847-1	1
77	2	諏訪市博物館	中洲 171-2	1
78	3	諏訪市立中洲保育園	中洲 2570-7	1
79	4	きみいち保育園	中洲 4067-2	1
80	5	諏訪市立中洲小学校 (2F 保健室)	中洲中金子 2372-1	1
81	6	諏訪市立諏訪南中学校	中洲 3005	1
82	7	諏訪料金所	中洲廣通 2345	1
83	8	栗田工業(株) 諏訪営業所	中洲 5336-2 轟ビル5階	1
84	9	(株)オノウエ印刷	中洲 586	1
85	10	東日本システム建設(株) 諏訪営業所	中洲宇正神田 568-2	1
86	11	はやし小児科内科医院	湖南 15	1
87	1	諏訪市湖南公民館	湖南 4038-6	1
88	2	湖南保育園	湖南 3210	1
89	3	特別擁護老人ホームすばらしき仲間たち	湖南 4894-1	2
90	4	湖南小学校	湖南 4567	1
91	5	諏訪西中学校	湖南 4982-3	1
92	6	第8分団第4部屯所		1

諏訪市消防分布図



◎	市役所
└	消防署
①~⑧	分団管轄
.....	分団境界
====	主要道路
- . -	市町村境

宣 誓

我等諏訪市消防団員は郷土の災害防あつのため
一、誓つて人格教養の向上を期す
一、誓つて実力の涵養に専ら進せんことを期す
一、誓つて規律の厳正保持を期す

諏訪市消防団



消防団員のしおり
諏訪市消防団

編集 平成24年度庶務部長会
更新 平成24年9月1日

諏訪市消防団ホームページ
<http://www.lcv.ne.jp/~dansuwa/>